

21 日 獣 発 第 103 号

平成 21 年 7 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて

このことについて、平成 21 年 7 月 1 日付け 21 動薬第 1125 号をもって、農林水産省動物医薬品検査所長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、シードロット製剤としての動物用ワクチンを 7 月 1 日付けで 5 製品について承認するとともに、平成 21 年 7 月 1 日農林水産省告示第 864 号による昭和 36 年 2 月 1 日農林省告示第 66 号（薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき、農林大臣の指定する医薬品を定める件）の一部改正に伴い、検定の対象から除外され、検定合格証紙が貼付されていない製品が流通すること等について、都道府県動物薬事主務部長あて管下関係業者及び薬事監視員へ伝えるとともに、シードロット製剤の流通に混乱が生じないよう対応をお願いする旨通知したので、本会会員に周知を求められたものです。

(注) 本件の担当 (連絡先): 駒田事務局主任



21動薬第1125号
平成21年7月1日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

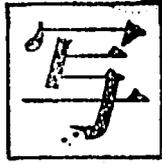


シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて（その1）

このことについて、別添のとおり都道府県動物薬事主務部長あて通知したので、お知らせします。

貴会会員にご周知方よろしく申し上げます。





21動薬第1125号

平成21年7月1日

北海道動物薬事主務部長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長



シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて（その1）

シードロット製剤としての動物用ワクチンを別紙のとおり本日付けで承認したのでお知らせします。

なお、これらの製品については、平成21年7月1日農林水産省告示第864号による昭和36年2月1日農林省告示第66号（薬事法第43条第1項の規定に基づき、農林大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部改正に伴い、検定対象から除外され、検定合格証紙が貼付されていない製品が流通することとなります。

また、別添写しのとおり、関係団体に通知したので御了知願います。

これらのことについて、貴管下関係業者及び薬事監視員にお伝えいただき、シードロット製剤の流通等に混乱が生じないようにお取り計らい下さいますようお願いいたします。

別紙

製 品 名	一 般 的 名 称	製造販売業者（五十音順）
ノビリス MG 6 / 8 5	マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（シード）	株式会社インターベット
“京都微研”豚丹毒オイルワクチン	豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	株式会社 微生物化学研究所
“京都微研”ポールセーバーMG	マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（シード）	株式会社 微生物化学研究所
レスピシュア	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	ファイザー株式会社
レスピシュアワン	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	ファイザー株式会社
ハイオレスプ	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	メリアル・ジャパン株式会社

【参 考】

○農林水産省告示第八百六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月一日

農林水産大臣 石破 茂

(46) を (50) とし、(6) から (45) までを四ずつ繰り下げ、(5) の次に次のように加える。

- (6) 豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- (7) マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- (8) マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- (9) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（シード）

○農林省告示第六十六条（昭和三十六年二月一日）

（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項の規定に基づき、農林大臣の指定する医薬品を次のように定め、昭和三十四年十一月十二日農林省告示第九百八十二号（農林大臣の指定する抗生物質剤を定める等の件）は、廃止する。

動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 破傷風抗毒素原液
- (2) 破傷風トキソイド原液
- (3) 日本脳炎不活化ワクチン原液

- (4) 産卵低下症候群— 1976不活化ワクチン原液
- (5) マレック病凍結生ワクチン原液
- (6) 豚丹毒（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- (7) マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- (8) マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）
- (9) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン（シード）
- (10) アカバネ病診断用抗原
- (11) イバラキ病診断用抗原
- (12) 牛RSウイルス感染症診断用抗原
- (13) 牛アデノウイルス感染症診断用抗原
- (14) 牛ウイルス性下痢—粘膜病診断用抗原
- (15) 牛コロナウイルス感染症診断用抗体
- (16) 牛伝染性鼻気管炎診断用抗原
- (17) 牛パラインフルエンザウイルス感染症診断用抗原
- (18) 牛ネオスポラ症診断用抗原
- (19) 牛ロタウイルス感染症診断用抗体
- (20) 馬インフルエンザ診断用抗原
- (21) 馬鼻肺炎診断用抗原
- (22) ゲタウイルス感染症診断用抗原
- (23) 日本脳炎診断用抗原
- (24) 豚繁殖・呼吸障害症候群診断用抗原
- (25) 豚丹毒診断用抗原
- (26) 豚アクチノマイセス感染症診断用抗原
- (27) 豚パルボウイルス感染症診断用抗原
- (28) 豚ヘモフィルス感染症診断用抗原
- (29) 豚ボルデテラ感染症診断用抗原
- (30) トキソプラズマ病診断用抗原（皮内反応抗原を除く。）
- (31) トリレオウイルス感染症診断用抗原
- (32) ニューカッスル病診断用抗原
- (33) 鶏伝染性気管支炎診断用抗原
- (34) 鶏伝染性喉頭気管炎診断用抗原
- (35) サルモネラ・エンテリテイデイス感染症診断用抗原
- (36) 鶏伝染性コリーザ診断用抗原
- (37) 鶏伝染性フアブリキウス嚢病診断用抗原

- (38) 鶏脳脊髄炎診断用抗原
- (39) マイコプラズマ感染症診断用抗原（牛肺疫診断用補体結合反応抗原を除く。）
- (40) ロイコチトゾーン病診断用抗原
- (41) 犬パルボウイルス感染症診断用抗体
- (42) ジステンパー診断用抗体
- (43) 犬パルボウイルス感染症診断用抗体・犬コロナウイルス感染症診断用抗体複合キット
- (44) 犬ブルセラ病診断用抗原
- (45) 犬糸状虫症診断用抗原
- (46) 犬糸状虫症診断用抗体
- (47) 猫白血病診断用抗体
- (48) 猫免疫不全症診断用抗原
- (49) 猫白血病診断用抗体・猫免疫不全ウイルス感染症診断用抗原複合キット
- (50) 血液型判定用抗体